

まるっとでんきご利用規約

I 総 則

第 1 条（適用）

(1) まるっとでんきご利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社 ラストワンマイル（以下「当社」といいます）が送配電事業者の託送供給等約款に則り、当社が取次契約を締結する小売電気事業者である HTB エナジー株式会社（以下「HTBエナジー」といいます）から低圧で供給される電気を、お客様に販売するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。

(2) 本規約は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。
沖縄県、および離島（離島供給約款の適用地域をいいます。）

第 2 条（規約の変更）

(1) 当社は、お客様の一般の利益に適合する場合のほか、一般送配電事業者の託送供給等約款の改定、HTBエナジーの電気需給にかかる約款の改定、その他供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃により規約変更が必要な場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、その他当社が必要と判断した場合には、本規約を変更することがあります。この場合、当社の指定する日をもって、電気料金その他の供給条件は、変更後の規約によります。

(2)(1)に基づき本規約を変更する場合、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については説明を要する事項のうち、本規約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地のみを説明し記載すれば足りるものといたします。

(3)(1)に基づき本規約を変更する場合、当社は、本規約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

(4) なお、需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、お知らせを省略いたします。

第 3 条（定義）

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客様の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 契約負荷設備

お客様が使用できる負荷設備をいいます。

(5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客様において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(8) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(9) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(10) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(11) 一般送配電事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に定める事業者で、お客様の供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(12) 小売電気事業者

電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に定める事業者をいいます。

(13) 託送供給等約款

電気事業法第 18 条に規定され、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。

(14) 離島供給約款

電気事業法第 21 条に規定され、一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます。

第 4 条（単位および端数処理）

本規約において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第 5 条（実施細目）

本規約に定めのない特別な事項については、本契約の趣旨に則り、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

第 6 条（需給契約の申込み）

(1)お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本規約を良く読み、その内容を承認のうえ、インターネット等を通じての申込、書面等による申込、電話等を通じての申込が可能といたします。当社が必要と判断する場合、契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力について、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただくことがあります。

この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただくことがあります。

第7条（需給契約の成立および契約期間）

(1) 需給契約は、申込みを受け、一般送配電事業者の切替え手続きが完了した後、当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

①契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年後の応当日までといたします。

②契約期間満了に先だって、お客様または当社のいずれからも契約変更等の申出がない場合は、需給契約は契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

(3) 需給契約が継続される場合、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明を行う事項は、継続の需給契約期間に関する事項のみといたします。また、書面の交付については、需給契約の継続後遅滞なく、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電子メールの送信またはインターネット等により、お客様にお知らせいたします。

第8条（需要場所）

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。ただし、当社は、一般送配電事業者の決定に従い、1需要場所を決定することがあります。なお、1構内をなすものは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

①居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(i) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ii) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(iii) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

②居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

③居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、②に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り①に準ずるものといたします。

④その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を 1 需要場所とすることができます。

第 9 条（需給契約の単位）

当社は、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、やむをえない場合等特別の事情がある場合は協議することといたします。

第 10 条（供給の開始）

(1) 他の小売電気事業者から当社に需給契約を切り替える場合、お客様にお申し込みをいただいた後、一般送配電事業者が切替手続を完了した後に供給の開始となります。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

(2) 当社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客様と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続を経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(3) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらかじめお客様と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第 11 条（供給の単位）

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

(1) 共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

(2) その他技術上、経済上やむをえない場合

第 12 条（承諾の限界）

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況、その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

Ⅲ 契約種別および料金

第 13 条（契約種別および電気料金）

(1) 契約種別および電気料金に関する詳細事項等は、まるっとでんき料金表にて定めます。

(2) まるっとでんき料金表では、適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等、電気料金メニューの適用期間等を定めます。

Ⅳ 料金の算定および支払い

第 14 条（料金の適用開始の時期）

料金は、需給開始の日から適用いたします。

第 15 条（検針日）

検針は一般送配電事業者が定めた日（お客様の属する検針区域に応じて、あらかじめ定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定められます。）に原則として実施されます。検針日は、実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

第 16 条（料金の算定期間）

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。なお、需給契約が消滅した場合、直前の検針日から消滅日の前日までの期間とその直前の検針期間とを合算して料金の算定期間とする場合があります。この場合、料金の端数処理（第4条（単位および端数処理）第3項）は、両期間においてそれぞれ算定した料金を合算した合計金額を対象に行います。

第 17 条（使用電力量の計量）

使用電力量の計量は、一般送配電事業者により託送供給等約款に従い行われるものといたします。計量された使用電力量はお客様にお知らせいたします。

第 18 条（料金の算定）

(1) 料金は、お客様の使用電力量にもとづき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。

(2) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 ヶ月」として算定いたします。

①電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合

②契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

第 19 条（日割計算）

(1)当社は、18条（料金の算定）(2)①または②の場合は、次により料金を算定いたします。

①基本料金、最低料金、最低月額料金、または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。

②電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 3（日割計算の基本算式）(3)により算定いたします。ただし、電力量区分については、別表 3（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。

③再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 3（日割計算の基本算式）(4)により算定いたします。

④①、②および③によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2)(1)により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

第 20 条（料金の支払義務および支払期日）

(1)お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

①原則として、検針日といたします。

②検針日に、一般送配電事業者からお客様の接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日といたします。

③一般送配電事業者から受領したお客様の接続供給電力量の値の欠損等により受領した日に当社が料金の算定ができなかった場合は、当社が料金算定を行った日といたします。

④需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

(2)お客様の料金は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日までにお支払いいただきます。支払方法および支払期日は、以下のとおりとします。なお、お客様の支払方法は原則口座振替払い、クレジットカード、コンビニエンス払いのいずれかによるものとします。

① 口座振替払い

毎月 28 日を支払期日といたします。ただし、28 日が土日祝祭日の場合は、翌営業日といたします。

② クレジットカード払い

利用料金はお客様がご利用されるクレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日にお客様指定の口座から引落されるものとします。

③ コンビニエンス払い

当社からお客様に払い込み用紙を発行後、郵送いたします。支払期日は、発行日から およそ15 日以内といたします。なお、1請求毎に330円(税込)をご負担いただきます。

第 21 条 (料金その他の支払方法)

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、第20条(料金の支払義務および支払期日)第2項各号に定める方法のうち、お客様が選択する方法で支払っていただきます。支払方法を選択する場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社(以下「債権回収会社」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4) 本規約によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

第 22 条 (延滞利息)

お客様が、支払期日を経過してもなお料金その他の債務(延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)について支払われない場合は、延滞利息を当社が指定する期日までに支払っていただきます。延滞利息が発生する起算日は、お客様が指定された支払方法に応じて、当社が定める支払期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた前日までの日数に応じて、年率 14.6%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)で算定し、延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。なお、支払期日から10歴日の間は、延滞利息は発生しないものといたします。

V 使用および供給

第 23 条 (適正契約の保持)

当社は、お客様との需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第 24 条 (需要場所への立入りによる業務の実施)

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作

物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

(2) 第 44 条（保安に対するお客様の協力）によって必要なお客様の電気工作物の検査等の業務

(3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

(4) 計量器の検針または計量値の確認

(5) 第 31 条（需給契約の廃止）(1)または第 33 条（解約等）により必要な処置

(6) その他本規約によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第 25 条（電気の使用にともなうお客様の協力）

(1) お客様の電気の使用が、次の原因で他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客様の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

① 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

② 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

③ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

④ 著しい高周波または高調波を発生する場合

⑤ その他①、②、③または④に準ずる場合

(2) お客様が発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。

第 26 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

(1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

① 異常湧水等により電気の需給上やむをえない場合。

② 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合。

③ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合。

④ 非常変災の場合。

⑤ その他保安上必要がある場合。

(2)(1)の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客様にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3)(1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

第 27 条（損害賠償の免責）

(1) 第 26 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 第 33 条（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 28 条（設備の賠償）

お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

第 29 条（需給契約の変更）

(1) お客様が電気の需給契約の変更（お客様の需給契約上の地位を新たなお客様に承継する場合があります。）を希望される場合は、本規約に別段の定めのある場合を除き、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

(2) お客様が、当社から当社への契約種別の変更を希望される場合は、原則として、当社所定の手続きによって、お申込みをしていただきます。

第 30 条（名義の変更）

相続その他の原因によって、新たなお客様が、それまで電気の供給を受けていたお客様の当社に対する電気の使用についてすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、電話等により申し出ていただきます。

第 31 条（需給契約の廃止）

(1) お客様が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(2) 需給契約は、第 33 条（解約等）および次の場合を除き、お客様が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

①当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

②当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

第 32 条（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）

(1) お客様が、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客様に支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

(2) お客様が、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客様に支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 33 条（解約等）

(1) お客様が次のいずれかに該当し、当社の定められた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約をお客様に対する通知により解約することがあります。

- ①お客様が、需給契約の申込みその他の場合において、お客様の氏名、住所等、電気の使用開始を始めた時期に関し事実と反する申出を行った場合。
- ②他人になりすまして各種サービスを利用した場合。
- ③他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用した場合。
- ④電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用し、または電気を使用される場合。
- ⑤お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合。
- ⑥第 24 条（需要場所への立ち入りによる業務の実施）に反して、当社および一般送配電事業者の係員の立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合。
- ⑦第 25 条（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合。
- ⑧当社のサービスの運営を妨げる行為を行う場合。

(2) お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、原則として解約の 15 日前までに書面または電子メールにてお知らせいたします。本書面の発行については手数料 220円(税込)（1 通あたり）をお支払いいただきます。

- ①お客様が料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合。
 - ②お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 20 日経過してなお支払われない場合。
 - ③本規約によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金その他本規約から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合。
 - ④その他お客様が本規約に違反した場合。
- (3) お客様が、第 31 条（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

第 34 条（需給契約消滅後の債権債務関係）

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

第 35 条（需給地点および施設）

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、託送供給等約款における供給地点といたします
- (2) 需給地点に至るまでの供給設備、付帯設備（供給設備の施設上必要なお客様の設備をいいます。）およびその施設に関する事項は託送供給等約款によります。

第 36 条（計量器等の取付け）

(1) 料金の算定上必要な計量器およびその付属装置は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、とくに多額の費用を要する場合は、お客様の所有とし、お客様の負担で取り付けさせていただくことがあります。

(2) 計量器およびその付属装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客様と一般送配電事業者との協議によって定めます。

(3) 計量器およびその付属装置の取付場所は、お客様から無償で提供していただきます。また、(1)によりお客様が施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

(4) 一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

(5) お客様の希望によって計量器およびその付属装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費をお客様から申し受けます。

第 37 条（電流制限器等の取付け）

(1) 需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。

(2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(3) お客様の希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費相当額をお客様から申し受けます。

VIII 工事費の負担

第 38 条（工事費負担金）

お客様が新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をとまなわないうで、お客様の希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客様から申し受ける場合があります。

第 39 条（工事費負担金の申受けおよび精算）

当社が託送供給等約款に基づき第 38 条（工事費負担金）の工事費負担金を求められる場合は、工事費負担金を工事着手前に申し受ける場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客様とすみやかに精算するものといたします。

第 40 条（需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け）

供給設備の一部または全部を施設した後、お客様の都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客様から申し受ける場合があります。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を申し受ける場合があります。

IX 調査および保安に対するお客様の協力

第 41 条（保安の責任）

一般送配電事業者が、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

第 42 条（調査）

一般送配電事業者が、法令で定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

第 43 条（調査に対するお客様の協力）

(1) お客様が電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。

(2) 一般送配電事業者は、第 42 条（調査）を行うにあたり、必要があるときは、お客様の承諾をえて電気工作物の配線を提示していただきます。

第 44 条（保安に対するお客様の協力）

(1) 次の場合には、お客様からすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。

この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

① お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

② お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

X その他

第 45 条（手数料等）

(1) 当社は、お客様からの申出があった場合は、お客様に係る請求書、利用明細を書面にて発行いたします。

(2) (1)の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお支払いいただけます。

発行手数料 請求書 1 通につき 220円(税込)

領収書 1 通につき 330円(税込)

第 46 条（反社会的勢力の排除）

(1) お客様には、需給契約の締結時点および将来にわたって、次のいずれにも該当しないことを表明し保証していただきます。

- ①暴力団員（暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）の構成員）
 - ②暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
 - ③暴力団関係企業の構成員（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業の構成員）
 - ④総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - ⑤社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - ⑥特殊知能暴力集団等（①から⑤に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている者）
 - ⑦その他前各号に準ずる者
- (2) 当社は、お客様が(1)に違反していることが判明した場合、またはお客様が(1)に違反している疑いがあると認めた場合は、ただちに需給契約を解約いたします。

別 表

第 1 条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の指定するホームページで公開いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の起算日から翌年の 5 月の起算日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

①再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、NEW ライフプラン関西 B、NEW ライフプラン中国 B、NEW ライフプラン四国 C における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

②お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の 5 月の起算日から翌年の 5 月の起算日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、①にかかわらず、①によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

第 2 条 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定 [m1]

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、および γ は、料金種別ごとに以下の通りといたします。

NEW ライフプラン北海道 B NEW ライフプラン北海道 C	$\alpha=0.4699$	—	$\gamma=0.7879$
NEW ライフプラン東北 B NEW ライフプラン東北 C	$\alpha=0.1152$	$\beta=0.2714$	$\gamma=0.7386$
NEW ライフプラン東京 B NEW ライフプラン東京 C	$\alpha=0.1970$	$\beta=0.4435$	$\gamma=0.2512$
NEW ライフプラン中部 B NEW ライフプラン中部 C	$\alpha=0.0275$	$\beta=0.4792$	$\gamma=0.4275$
NEW ライフプラン北陸 B NEW ライフプラン北陸 C	$\alpha=0.2303$	—	$\gamma=1.1441$
NEW ライフプラン関西 B NEW ライフプラン関西 A	$\alpha=0.0332$	$\beta=0.3786$	$\gamma=0.6231$
NEW ライフプラン中国 B NEW ライフプラン中国 A	$\alpha=0.1543$	$\beta=0.1322$	$\gamma=0.9761$
NEW ライフプラン四国 A NEW ライフプラン四国 B	$\alpha=0.2104$	$\beta=0.0541$	$\gamma=1.0588$
NEW ライフプラン九州 B NEW ライフプラン九州 C	$\alpha=0.1490$	$\beta=0.2575$	$\gamma=0.7179$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

②燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(i) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (iii) 基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times$$

(2) の基準単価

1,000

(ii) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が (iii) 基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times$$

(2) の基準単価

1,000

(iii) 基準燃料価格は以下の通りといたします。

NEW ライフプラン北海道 B NEW ライフプラン北海道 C	37,200 円
NEW ライフプラン東北 B NEW ライフプラン東北 C	31,400 円
NEW ライフプラン東京 B NEW ライフプラン東京 C	44,200 円
NEW ライフプラン中部 B NEW ライフプラン中部 C	45,900 円
NEW ライフプラン北陸 B NEW ライフプラン北陸 C	21,900 円
NEW ライフプラン関西 B NEW ライフプラン関西 A	27,100円
NEW ライフプラン中国 B NEW ライフプラン中国 A	26,000 円
NEW ライフプラン四国 A NEW ライフプラン四国 B	26,000 円
NEW ライフプラン九州 B NEW ライフプラン九州 C	33,500 円

③燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(i) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	6 月ご使用分
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	7 月ご使用分
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	8 月ご使用分
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	9 月ご使用分
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	10 月ご使用分
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	11 月ご使用分
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	12 月ご使用分
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年 1 月ご使用分
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年 2 月ご使用分
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年 3 月ご使用分
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 4 月ご使用分
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年 5 月ご使用分

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に (ii) によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、NEW ライフプラン関西 A、NEW ライフプラン中国 A、NEW ライフプラン四国 A における最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

(2) 基準単価[m2]

基準単価は、平均燃料価格が 1、000 円変動した場合の値といたします。

① NEW ライフプラン関西 A、NEW ライフプラン中国 A、NEW ライフプラン四国 A

			税抜額
NEW ライフプラン関西 A	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 93 銭 2 厘
NEW ライフプラン関西 B	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	16 銭 2 厘
NEW ライフプラン中国 A	最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 61 銭 3 厘
NEW ライフプラン中国 B	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	24 銭 1 厘
NEW ライフプラン四国 A	最低料金	1 契約につき最初の 11 キロワット時まで	1 円 95 銭 8 厘
NEW ライフプラン四国 B	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時について	17 銭 8 厘

②以外

		税抜額
NEW ライフプラン北海道 B	1 キロワット時につき	19 銭 3 厘
NEW ライフプラン北海道 C		
NEW ライフプラン東北 B	1 キロワット時につき	21 銭 7 厘
NEW ライフプラン東北 C		
NEW ライフプラン東京 B	1 キロワット時につき	22 銭 8 厘
NEW ライフプラン東京 C		
NEW ライフプラン中部 B	1 キロワット時につき	22 銭 9 厘
NEW ライフプラン中部 C		
NEW ライフプラン北陸 B	1 キロワット時につき	14 銭 6 厘
NEW ライフプラン北陸 C		
NEW ライフプラン関西 A	1 キロワット時につき	16 銭 25 厘
NEW ライフプラン関西 B		

NEW ライフプラン中国 A	1 キロワット時につき	24 銭 1 厘
NEW ライフプラン中国 B		
NEW ライフプラン四国 A	1 キロワット時につき	17 銭 8 厘
NEW ライフプラン四国 B		
NEW ライフプラン九州 B	1 キロワット時につき	17 銭 6 厘
NEW ライフプラン九州 C		

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)①の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって算定された燃料費調整単価を当社の指定するホームページで公開いたします。

第3条 (日割計算の基本算式)

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

① NEW ライフプラン関西 A、NEW ライフプラン中国 A

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

② NEW ライフプラン四国 A の場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 11 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、NEW ライフプラン関西 A、NEW ライフプラン中国 A、NEW ライフプラン四国 A それぞれの、最低料金適用電力量とは、①により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

NEW ライフプラン関西 A、NEW ライフプラン中国 A の場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 105 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

NEW ライフプラン関西 B、NEW ライフプラン中国 B の第 1 段階料金適用電力量とは、15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、NEW ライフプラン関西 A、NEW ライフプラン中国 A の第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

NEW ライフプラン四国 A の場合

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 109 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

NEW ライフプラン四国 A の、第 1 段階料金適用電力量とは、11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、NEW ライフプラン四国 A の第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

NEW ライフプラン北海道 B

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

③ その他の料金種別

$$\text{第 1 段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

④ ①、②または③によって算定された最低料金適用電力量、第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

第 18 条（料金の算定）の場合は、料金種別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。

(4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

第 4 条（提供エリア）

提供エリア	都道府県名
北海道電力エリア	北海道
東北電力エリア	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県
東京電力エリア	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県の一部
中部電力エリア	愛知県、長野県、静岡県（一部を除く）、岐阜県（一部を除く）、三重県（一部を除く）
北陸電力エリア	富山県、石川県、福井県の一部、岐阜県の一部
関西電力エリア	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除く）、福井県の一部、三重県の一部、
中国電力エリア	鳥取県、島根県（一部を除く）、岡山県、広島県、山口県（一部を除く）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国電力エリア	徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）
九州電力エリア	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

但し離島を除くこととする。

まるっとでんき 料金表

本規約における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、当社が定めます。

1 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	北海道プラン	NEW ライフプラン北海道 B NEW ライフプラン北海道 C
	東北プラン	NEW ライフプラン東北 B NEW ライフプラン東北 C
	東京プラン	NEW ライフプラン東京 B NEW ライフプラン東京 C
	中部プラン	NEW ライフプラン中部 B NEW ライフプラン中部 C
	北陸プラン	NEW ライフプラン北陸 B NEW ライフプラン北陸 C
	関西プラン	NEW ライフプラン関西 A NEW ライフプラン関西 B
	中国プラン	NEW ライフプラン中国 A NEW ライフプラン中国 B
	四国プラン	NEW ライフプラン四国 A NEW ライフプラン四国 B
	九州プラン	NEW ライフプラン九州 B NEW ライフプラン九州 C

2 北海道プラン

電灯または小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) NEW ライフプラン北海道B（北海道電力 従量電灯 B 相当）

① 適用条件

- (i) 供給地が、北海道電力管内であること。
- (ii) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i)

(ii)に該当し、かつ、(iii)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約電流

(i)契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

(ii)当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

④ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条（燃料費調整）

(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)①(iii)を上回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

プラン名			NEW ライフプラン北海道 B
基本料金	20A	1 契約	661円54銭
	30A	1 契約	992円31銭
	40A	1 契約	1,323円8銭
	50A	1 契約	1,653円85銭
	60A	1 契約	1,984円62銭

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	一律	1kwh	27円58銭
-------	----	------	--------

(2) NEW ライフプラン北海道 C (北海道電力 従量電灯 C 相当)

① 適用範囲。

(i) 供給地が、北海道電力管内であること。

(ii) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

(i) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ii) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(iii) にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

⑤ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条（燃料費調整）(1) ① によって算定された平均燃料価格が別表 2 条（燃料費調整）(1) ② (iii) を下回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1) ④ によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 第 2 条（燃料費調整）(1) ① によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1) ② (iii) を上回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1) ④ によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	341 円
---------------------	-------

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	27 円 58 銭
-------------	-----------

3 東北プラン

電灯または小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1)NEW ライフプラン東北B（東北電力 従量電灯 B 相当）

① 適用条件

- (i) 供給地が、東北電力管内であること。
- (ii) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約電流

- (i) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (ii) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

④ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

プラン名			NEW ライフプラン東北 B
基本料金	20A	1 契約	642円20銭
	30A	1 契約	960円30銭
	40A	1 契約	1,280円40銭

	50A	1 契約	1,600円50銭
	60A	1 契約	1,920円60銭

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	一律	1kwh	23円91銭
-------	----	------	--------

(3) NEWライフプラン東北C（東北電力 従量電灯 C 相当）

① 適用範囲

(i) 供給地が、東北電力管内であること。

(ii) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i)(ii)に該当し、かつ、(iii)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

(i) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ii) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(iii)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、c により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

⑤ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第2条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第2条（燃料費調整）(1)ロ(ハ)を下回る場合は、別表第2条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第2条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第2条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表第2条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	330円
---------------------	------

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	24円94銭
-------------	--------

4 東京プラン

電灯または小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1)NEW ライフプラン東京 B（東京電力 従量電灯 B 相当）

①適用条件

- (i) 供給地が、東京電力管内であること。
- (ii) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

②供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③契約電流

- (i) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。
- (ii) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

④料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第2条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第2条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表第2条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第2条（燃料費調整）(1)①によって算

定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

プラン名			NEW ライフプラン東京 B
基本料金	20A	1 契約	544円84銭
	30A	1 契約	832円26銭
	40A	1 契約	1,109円68銭
	50A	1 契約	1,387円10銭
	60A	1 契約	1,664円52銭

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	一律	1kwh	24円97銭
-------	----	------	--------

(2) NEWライフプラン東京 C（東京電力 従量電灯 C 相当）

① 適用範囲

(i) 供給地が、東京電力管内であること。

(ii) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii)に該当し、かつ、(iii)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

(i) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の

総容量の算定) によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ii) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(i)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7 (契約容量および契約電力の算定方法) により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

⑤ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 条 (燃料費調整) (1)④ によって算定された平均燃料価格が別表 2 条 (燃料費調整) (1)②(iii)を下回る場合は、別表 2 条 (燃料費調整) (1)④ によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1)① によって算定された平均燃料価格が別表 2 条 (燃料費調整) (1)②(iii)を上回る場合は、別表 2 条 (燃料費調整) (1)④ によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286円
---------------------	------

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25円22銭
-------------	--------

5 中部プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) NEW ライフプラン中部B (中部電力 従量電灯 B 相当)

① 適用条件

- (i) 供給地が、中部電力管内であること。
- (ii) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。
- (iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計 (この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii) の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約電流

(i) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

(ii) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。) または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

④料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

プラン名			NEW ライフプラン中部 B
基本料金	20A	1 契約	554円84銭
	30A	1 契約	832円26銭
	40A	1 契約	1,109円68銭
	50A	1 契約	1,387円10銭
	60A	1 契約	1,664円52銭

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	一律	1kwh	24円97銭
-------	----	------	--------

(2) NEWライフプラン中部 C（中部電力 従量電灯 C 相当）

① 適用範囲

(i) 供給地が、中部電力管内であること。

(ii) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii)に該当し、かつ、(iii)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの

土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツまたは 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

(i) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ii) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(i)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

⑤ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	286円
---------------------	------

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25円99銭
-------------	--------

6 北陸プラン

電灯または小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1) NEW ライフプラン北陸B（北陸電力 従量電灯 B 相当）

①適用条件

(i) 供給地が、北陸電力管内であること。

(ii) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i)(ii)に該当し、かつ、(iii)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

②供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③契約電流

(i) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

(ii) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

④料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

プラン名			NEW ライフプラン北陸 B
基本料金	20A	1 契約	469円48銭
	30A	1 契約	704円22銭
	40A	1 契約	938円96銭
	50A	1 契約	1,173円70銭
	60A	1 契約	1,408円44銭

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	一律	1kwh	20円86 銭
-------	----	------	---------

(2) NEWライフプラン北陸 C (北陸電力 従量電灯 C 相当)

① 適用範囲

(i) 供給地が、北陸電力管内であること。

(ii) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i)(ii)に該当し、かつ、(iii)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

(i) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ii) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(i)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

⑤ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表 2条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料

価格が別表 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	242円
---------------------	------

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	20円86銭
-------------	--------

7 関西プラン

電灯または小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

NEW ライフプラン関西A（関西電力 従量電灯 A 相当）

①適用範囲

- (i) 供給地が、関西電力管内であること。
- (ii) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6 キロボルトアンペア未満であること。
- (iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii) の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

②供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③最大需要容量

最大需要容量が6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行ないます。

④料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

プラン名		NEW ライフプラン関西 A
最低料金	15kWh まで	1kwh 468円48銭
電力量料金	一律	

(2) NEWライフ関西ライフプラン B (関西電力 従量電灯 B 相当)

① 適用範囲

(i) 供給地が、関西電力管内であること。

(ii) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

(i) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ii) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(i) にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

⑤ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	396円
---------------------	------

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	21円47銭
-------------	--------

8 中国プラン

電灯または小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

NEW ライフプラン中国 A (中国電力 従量電灯 A 相当)

①適用範囲

- (i) 供給地が、中国電力管内であること。
- (ii) 使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii) の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

②供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行ないます。

④料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条 (燃料費調整) (1) ①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条 (燃料費調整) (1) ②(iii) を下回る場合は、別表第 2 条 (燃料費調整) (1) ④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 2 条 (燃料費調整) (1) ①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条 (燃料費調整) (1) ②(iii) を上回る場合は、別表第 2 条 (燃料費調整) (1) ④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

プラン名			NEW ライフプラン中国 A
基本料金	15kWh まで	1kwh	395円19銭
電力量料金	一律		25円47銭

(2) NEW ライフプラン中国 B (中国電力 従量電灯 B 相当)

① 適用範囲

- (i) 供給地が、中国電力管内であること。
- (ii) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボ

ルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii)に該当し、かつ、(iii)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

(i) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ii) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(i)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

⑤ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が別表 2（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	407円
---------------------	------

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	24円53銭
-------------	--------

9 四国プラン

電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

NEW ライフプラン四国 A (四国電力 従量電灯 A 相当)

①適用範囲

- (i) 供給地が、四国電力管内であること。
- (ii) 使用する最大容量 (以下「最大需要容量」といいます。) が6 キロボルトアンペア未満であること。
- (iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします) が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

②供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

③最大需要容量

最大需要容量が6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行ないます。

④料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条 (燃料費調整) (1) ①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条 (燃料費調整) (1)②(iii)を下回る場合は、別表第 2 条 (燃料費調整) (1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 2 条 (燃料費調整) (1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条 (燃料費調整) (1)②(iii)を上回る場合は、別表第 2 条 (燃料費調整) (1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

プラン名		NEW ライフプラン四国 A
基本料金	11kWh まで	461円38銭
電力量料金	一律	
		1kwh
		25円47銭

(2) NEWライフプラン四国 B (四国電力 従量電灯 B 相当)

①適用範囲

- (i) 供給地が、四国電力管内であること。
- (ii) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii)の契約容量

と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

(i) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4(負荷設備の入力換算容量)によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ii) お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(i)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

⑤ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表 2条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表 2条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合の基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	374円
---------------------	------

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	22円72銭
-------------	--------

10 九州プラン

電灯または小型機器をご使用のお客様向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

(1)NEW ライフプラン九州 B（九州電力 従量電灯 B 相当）

①適用条件

(i) 供給地が、九州電力管内であること。

(ii) 契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i)(ii)に該当し、かつ、(iii)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

②供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたはとすることがあります。

③契約電流

(i) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

(ii) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

④料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表第 1 条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表第 2 条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表第 2 条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表第 2 条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

プラン名			NEW ライフプラン九州 B
基本料金	20A	1 契約	576円18銭
	30A	1 契約	864円27銭
	40A	1 契約	1,150円39銭
	50A	1 契約	1,440円45銭
	60A	1 契約	1,728円54銭

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

電力量料金	一律	1kwh	22円17銭
-------	----	------	--------

(2) NEWライフプラン九州 C (九州電力 従量電灯 C 相当)

① 適用範囲。

(i) 供給地が、九州電力管内であること。

(ii) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(iii) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(i) (ii) に該当し、かつ、(iii) の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

② 供給電気方式

供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

③ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

④ 契約容量

(i) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ii) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量(ii) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(i)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

⑤ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2条（燃料費調整）(1)②(iii)を下回る場合は、別表 2条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2条（燃料費調整）(1)①によって算定された平均燃料価格が別表 2条（燃料費調整）(1)②(iii)を上回る場合は、別表 2条（燃料費調整）(1)④によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(i) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。まったく電気を使用しない場合でも基本料金は、全額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	297円
---------------------	------

(ii) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	23円39銭
-------------	--------

以上

附則:

2018 年 5 月 1 日 制定

2019 年 3 月 15 日 改定

2019 年 10 月 29 日 改定